

部落問題関係年表 (法と政策見解を中心に)

- 1969 (昭和44) 年
大阪市・矢田事件
「同和対策事業特別措置法」施行
- 1970 (昭和45) 年
部落解放同盟正常化全国連絡会議 (正常化連) 発足
部落解放全国青年集会 (広島市)
- 1971 (昭和46) 年
第1回部落問題全国研究集会 (岡山市約6千人参加)
部落解放全国婦人集会 (山口市)
- 1974 (昭和49) 年
「解同」朝田・丸尾一派による朝来・八鹿高校集団暴力事件
- 1976 (昭和51) 年
東京の九段会館で、正常化連第5回全国代表者会議を全国28都府県連の代議員と3県の特別代議員2,150人が参加して開き、「組織の内内外から部落解放運動の正常化をめざす」という苦難に満ちた血と汗のにじむ6年のたたかいに終止符をうち、その成果と国民融合という新しい部落解放理論に基づく明るい未来への確信と力強い決意を示しました。引き続き2日目に正常化連から改組発展させ、全国部落解放運動連合会を結成させました。
- 大会では、①部落解放への展望を科学的な理論に基づいて明らかにし、新・旧差別主義を打ち破り、部落住民の社会的、経済的、文化的地位向上と国民融合をめざす、②組織の抜本的強化発展を勝ち取り、朝田一派の無法・暴力・不正義を克服して、国民各界の広範な支持をかちとる、③共同闘争を前進させ、部落問題の根本的解決をなすうる国政革新の実現へ向け、統一戦線の結成と前進のために奮闘するなどの運動方針を決定しました。
- 1978 (昭和53) 年
「同和対策事業特別措置法」延長
- 1982 (昭和57) 年
「地域改善対策特別措置法」施行
- 1987 (昭和62) 年
「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法) 施行
第16回全解連大会 (東京) において、「21世紀をめざす部落解放の基本方向」(綱領的文書) を決定。「基本方向」は、部落問題とは何かについて、資本主義属性論を退け、封建的身分差別の残りを一掃し、民主主義を確立していく課題であることを明確にしました。また、部落問題の解決すなわち国民融合とは、①部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること、②部落問題にたいする非科学的認識や偏見にもとづく言動がその地域社会でうけ入れられない状況がなくなりだされること、③部

全国地域人権運動総連合創立宣言

全国水平社創立から82年、旧身分を理由とする社会的な差別問題である部落問題が基本的に解決したもとして、われわれはここに、人権と民主主義、住民自治の確立をはかり「地域社会における権利憲章」運動を推進する全国地域人権運動総連合の創立を宣言する。

水平社以来の部落解放運動は、封建的身分差別の残りを克服し、わが国における人権と民主主義を確立するたたかいであった。それは主に部落住民の居住する地域社会を舞台に展開され、自由と平等、そして社会的権利を住民の生活要求に根ざして具体化してきた、すぐれて地域性をかたねそなえた社会運動であった。

部落解放運動はまた、内部に派生した「部落民以外すべて差別者」とする部落排外主義とのたたかいを通じて前進してきた。とりわけ1960年代末に部落解放同盟指導部を略取した、暴力と利権を特徴とする部落排外主義勢力とのたたかいは、部落問題の性格を民主主義の課題として明確にさせ、日本社会における人権と民主主義の水準を引き上げ、国民融合による部落問題解決こそが本流であることを鮮明にさせた。

われわれはいま、部落解放運動の輝かしい人権確立のたたかいに学び、その歴史的教訓を受け継ぎ、地域社会全体を視野に、「人権と民主主義、住民自治の確立をはかる地域住民運動」とそれを担う組織体へ発展的に転換する。

この新しい地域住民運動への発展は歴史の必然であり、激動する地域社会の変貌をもたらす時代の要請にこたえるものである。全国地域人権運動総連合は、地域社会において住民の権利を擁護し、地域社会発展の権利確立と創造という新しい21世紀の挑戦をはじめとする。

そして糾弾や恫喝による人権侵害を許さず、また「人権」の名による法制度や教育・啓発で国民の内心を管理・統制するもくろみを許さないたたかいかいにも、果敢にとりくむものである。

いま日本の支配勢力は、日本国憲法を蹂躪し自衛隊の海外派兵のうえに、アメリカの先制攻撃に参戦する制約をとり払い、国民の権利を抑圧するために明文改憲にのりだそうとしている。長年にわたって歴史的に獲得してきた基本的人権、国民主権、平和主義、地方自治などの基本的価値を定めた日本国憲法は国内外人民の宝であり、その改憲をわれわれは絶対に許さない。

全国地域人権運動総連合は、部落解放運動がそうであったように、人間の世に対する熱い思いとゆるぎない信頼のうえに成立する。

人権と民主主義、住民自治が花開く地域社会の創造を!

全国地域人権運動総連合は、歴史に新たなたたかいを刻むべく、内外の期待に応え、かくして創立された。

2004年4月4日
全国地域人権運動総連合創立大会

落差別にかかわって、部落住民の生活態度・習慣にみられる歴史的後進性が克服されること、④地域社会で自由な社会的交流が進展し、連帯・融合が実現すること、と部落解放運動史上初めて「部落問題が解決された状態」を4つの指標で示しました。

広島県三次市「八次小」問題
1988 (昭和63) 年
「差別事象にたいする全解連の方針」国民間で生じたいわゆる「差別事象」の解決の方法としては、従前の「確認・糾弾」という方法を一切とらないとしました。
1989 (平成元年) 年
「反差別国際運動」(IMADR) の国連NGO委員会への登録策動阻止闘争始まる。

全解連は解同による「確認・糾弾」行為は私的制裁以外何物でもないと厳しく批判してきましたが、法務省も「性質上行き過ぎて被糾弾者の人権への配慮に欠けたものとなる」「自由な意見交換を差し控えさせる」、「同和問題の啓発には適さない」「確認・糾弾会には出席すべきでない」と「確認・糾弾」行為を否定する見解を人権擁護委員に通知しました。

1990 (平成2) 年
「地域改善財特法後のあり方についての見解と方針」
「同和の特別施策の終結」を求めて国民合意を得るために奮闘することを決定。

1992 (平成4) 年
地対財特法一部改正 (一部事業の5年延長)
「自立と融合をめざす部落住民の教育要求をもとにして新たな教育運動をすすめよう」
高知市「一ツ橋小」問題

1994 (平成6) 年
「同和対策事業を早期に終結させ、憲法の保障する暮らし・福祉・教育などの充実について」
解同暴力糾明裁判

「日本国憲法をまもり、いまこそ部落問題の解決を」の300万人アピール署名を3カ年で達成する運動を開始。「部落問題アピール署名」は、①旧身分を理由にした差別の垣根をとりはらい、部落内外の交流と連帯を促進する、②行政の主体性の確立、同和行政の早期終結と一般行政への移行、③憲法の平和的・民主的条項をかたく擁護するとともに、平和と生存の権利を保障する福祉・社会保障を充実させる、④部落を半ば永久的に固定化する新たな法律は部落問題解決に逆行する、⑤自由な意見交換をさまたげる「確認・糾弾」という手段を排除する、の5項目で国民合意を得て部落問題解決への国民融合を前進させようというものでした。

1996 (平成8) 年
地域改善対策協議会意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」
「同和啓発に関する全解連の見解」
「解同」が1985年以来続けていた「部落解放基本法」制定策動とかかわり、新進党が法案を提案しましたが議事運営委員会で否決へと追い込みました。

1997 (平成9) 年
地対財特法一部改正 (一部事業の5年延長)。「人権擁護施策推進法」施行、人権擁護推進審議会設置
『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』発表。
「全解連共済会」発足。

1998年 (平成10) 年
「私の子を勝手に『同和地区の子』などと認定しないでほしい」という運動の前進により、文部大臣は「人権侵害にならない調査のありようを検討しているがわからない」などとのべ、1998年度以降は文部省から各県への「同和地区児童・生徒の基礎調査」照会は中止されました。

1999 (平成11) 年
人権擁護推進審議会答申 (第1号答申)「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」
2000 (平成12) 年

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
第30回臨時大会を開催して、「部落解放運動の発展的転換をはかる基本方針」を決定。
社会問題としてとらえる場合、その事象が、社会的関心をよび社会的広がりをもって問題とされているか、ある程度大量で、繰り返し現われる性質のものか、社会の仕組みに問題を維持させるものがあるか、を中心にして分析する必要があります。社会問題としての部落問題の解決を推し量る基準としては、私的な次元の問題としてとらえるのではなく、その発生根拠からして部落差別に苦しむ人々が共通の運命として体験された、被差別体験、地域的閉鎖性、非人間的な生活実態などの度量が基本的に解消されれば、個別的に一部残っても解決は実現したことにになります。

今日の部落問題解決の到達点は、旧身分にかかわる差別

1200号 特集 歴史をふりかえる



1000号(2003年1月15日)

解同のこゝろ、平和と民主主義、基本的人権尊重の社会づくりの歴史をふりかえる

解同のこゝろ、平和と民主主義、基本的人権尊重の社会づくりの歴史をふりかえる

が大幅に減少しています。周辺地域との生活上にみられた格差が基本的に解消しています。住民の間で歴史的後進性が薄れ、部落問題解決の主体が形成されています。かつての部落の構成や実態も大きく変化し、部落の閉鎖性が弱まり、社会的交流が進展しています。また、人権課題に係わる国民・県民の関心度でも部落問題に対するものは大きく薄らぐとともに部落差別は不当とする意識が主流となっています。次代を担う青年層の間ではその傾向はより強まっています。

日常生活の上で、時として部落問題にかかわる問題が惹起することがありますが、この大きな要因はむしろ、解同などに追従するひとにぎりの住民、また一部の行政・教育関係者などによって個別の現象を社会問題化させられていること、「部落民以外はすべて差別者」とする部落排外主義の運動や利権あさりを含めたエセ同和行為などにあるといえます。そして結果として部落問題の「わだかまり」「ごたわり」などに結びついています。

今日の部落問題解決の到達点は、旧身分にかかわる部落問題は社会問題としては解決しており、政治的障害物といえる新たな要因による問題の克服が主要課題になっている状況にあります。この認識のもとで、個別的限定的に部落差別に通ずる事象があらわれた場合、積極的に人権問題の一つとして解決を図っていきます。

以上の立場を機会会議で繰り返し議論を行いました。その上で、「総仕上げの課題」に『「基本方向」の路線を継承・発展させて、部落問題の歴史的解決を実現すること」を位置づけ、「地域で部落内外の共通要求にもとづく共同の住民運動を前進させ、新たな運動体へ発展をはかるために全力をあげる」との方針を決定しました。

2001 (平成13) 年
人権擁護推進審議会答申 (第2号答申)「人権救済制度の在り方について」
2002 (平成14) 年
地対財特法失効「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定
1969年から33カ年つづいた特別措置法を2002年3月をもって終結する、大臣談話が発表されました。

権力からの独立性が不十分でマスコミ検閲に道を開く「人権擁護法案」や「有事法制三法案」の廃案にむけて宣伝・署名活動を幾度となく展開しました。

以降、国連パリ原則にもとづく国内人権機関の設立要求を基本に、政府案に対応してきました。

2004 (平成16) 年
全国部落解放運動連合会 (全解連) 第34回「終結大会」及び全国地域人権運動総連合 (全国人権連) 結成大会・記念レセプションを東京都内で開催。機関紙誌の名称も「解放の道」から「地域と人権」に改題。

2014 (平成26) 年
全国人権連第6回大会・結成10周年記念レセプションを東京都内で開催。
2016 (平成28) 年
「部落差別の解消の推進に関する法律」の議員提案に対し、時代逆行であり部落問題の固定化につながると反対闘争を展開。参議院で参考人質疑の実現や「新たな差別を生むことがないよう」との3点の附帯決議をつけさせました。以降、附帯決議の遵守、「条例化」阻止に取り組んでいます (公布・施行2016年12月16日)。